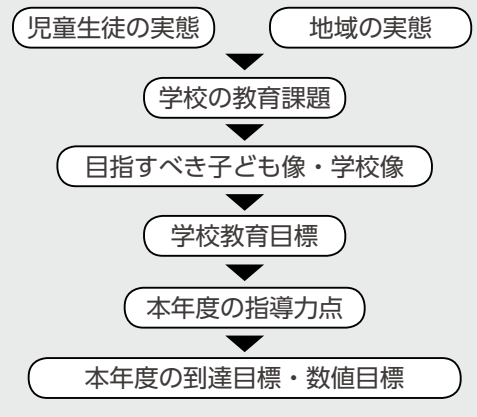


スクールマニフェスト

(学校・保護者・地域で共有)



- 今年度の到達目標 (一部)
- 「授業が楽しい・わかる」の児童自己評価率 80%以上
- 毎日 30 分間の運動実践
- 元気にあいさつができていと自己評価できる児童 90%以上
- 家庭学習を毎日「10分×学年数」以上
- 早寝、早起き、朝ごはんの実施

スクールのマニフェストの取り組み

小中学校では、学校毎にスクールマニフェスト(学校教育到達目標)を定めています。児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、各校の教育課題を明らかにし、目指すべき子ども像と学校像の達成に必要な学校教育目標を設定します。

指導における力点や具体的な到達目標は「児童生徒の目標」、「保護者や地域に対しての約束」として、学校によりなどお知らせし、保護者、地域、学校が一体となって目標達成に取り組みます。また、年度末にはスクールマニフェストの達成状況を評価し、学校運営の改善を図っています。

いじめをしない・させない・見逃さない



高島学園高島中学校の取り組み

高島学園高島中学校では、生徒と保護者が一緒になって、インターネットや携帯電話・スマートフォン等の危険性を学ぶ「携帯電話安全教室」を5月22日(水)に実施しました。

第一部では、講師からインターネットの利便性の裏に潜む危険について具体例を交えた話を聞きました。気軽にサイトに登録したことで架空請求の被害にあったネット詐欺の例や、軽い気持ちで悪口を書き込んだことからエスカレートし、相手が登校できなくなったネットいじめの例など、ビデオ映像を交えて生徒と保護者が一緒に学びました。

第二部は、保護者を対象に滋賀県警サイバー犯罪対策室の担当者から、サイバー犯罪の現状と対策について話を聞きました。サイバー犯罪の検挙件数は年々増加しており、その中で18歳未満の子どもが被害者となる事案が37%を占めている現状を知りました。

被害を未然に防ぐためには、①携帯電話・スマートフォンのフィルタリングの設定 ②利用状況の把握と適切な指導 ③家庭でのルールづくり の対策が有効で、特に、子どもが携帯電話を使い始める時期に親子でよく話し合うことが重要であると再認識できました。

第5回定例会報告 5月22日開催

- 議案
 - ・高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱および任命について
 - ・高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命について
 - ・高島市教科用図書の選定に関する調査審議の諮問について
 - ・高島市図書館協議会委員の任命について
 - ・高島市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部を改正する告示案
- 協議・報告事項
 - ・平成25年度6月補正予算にかかる予算要求概要について
 - ・平成25年度スクールマニフェストについて
 - ・平成25年度市立小学校・中学校運動会(体育祭)について
 - ・教育研究所にかかる平成24年度事業実績および平成25年度事業計画について
 - ・平成24年度少年センター「1年のあゆみ」について

このコーナーに対するご意見等は、高島市教育委員会事務局教育総務課 ☎(32)1132 までお気軽にお問い合わせください

虐待防止講演会

幸せって何だっけ? ~被虐待の淵を生きぬいて~

子どもたちの身近な居場所「家庭」「地域」において、子どもの人権をどのように守り、育てていくか。自らが虐待をされて育った経験を持つ講師を招いて、虐待される子どもたちの心の動きと、虐待する大人たちの様子などをお話しいただきます。

- 日時 7月6日(土) 14時~16時
 - 場所 安曇川公民館
 - 講師 株式会社イージェット 代表取締役 島田 妙子さん
 - 定員 200人(先着順)
- ※参加費無料、託児有(要事前予約)

問・田 子ども家庭相談課
☎(25)8517
FAX(25)5490



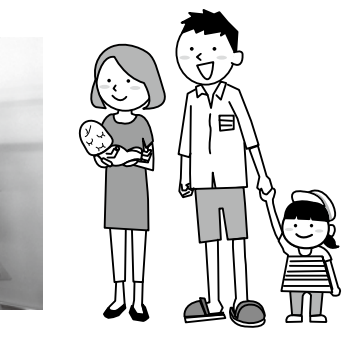
知っていますか? オレンジリボン

オレンジリボンには、子ども虐待の現状を広く知らせ、虐待を防ぎ、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちが入められています。

オレンジリボンキャンペーン

オレンジ短冊・千羽鶴に願いを込めて

7月1日~5日まで、市役所玄関ロビーにキャンペーンコーナーを設置します。このコーナーでは、子どもへの幸せを願い、七夕笹飾り・千羽鶴を作成しています。ご来庁の際はこれらの作成にご協力をお願いします。



見逃さないで SOSサイン 勇気をもって相談を!

7月1日~7日は、高島市子ども虐待防止推進期間です

平成18年7月5日、市内で当時2歳の女兒が保護者の虐待により幼い命を奪われる事件が発生しました。市では、このような悲劇を二度と繰り返さないために、市民の皆さんや関係機関とともに、地域全体での児童虐待防止に努めています。

虐待を受けている子どもやその家族は少なからず何らかのサインを出しています。こうしたSOSサインに周囲の大人がいち早く気づき、関係機関に相談することが、児童虐待の早期発見につながり、虐待被害の深刻化を防ぎます。

子どもに関する相談機関

- ☺ 子ども家庭相談課 (☎ 25-8517) 各保健センター
 - マキノ (27)1128 今津 (22)5101
 - 朽木 (38)3111 安曇川 (32)4413
 - 高島 (36)8008 新旭 (25)8110

子どもの養育や生活上の問題、夫婦間の暴力(DV)等家庭に関する相談。
- ☺ 子育て支援センター
 - マキノ (27)8187 今津 (22)4833
 - 朽木 (38)2070 安曇川 (33)1540
 - 高島 (36)0660 新旭 (25)3399

未就園児の子育てに関する相談。
- ☺ 教育相談・課題対応室 (☎ 32-4406)

いじめや不登校、友達関係のことなど教育全般に関する相談。
- ☺ 虐待ホットライン (24時間対応) (☎ 077-562-8996)

中央子ども家庭相談センター内にあります。
- ☺ あすくる高島 (市少年センター内) (☎ 32-3824)

原則、中学生以上20歳未満の青少年を対象とした生活改善や就学・就労に関する相談。